

(16号の18様式)

誓 約 書

私共は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛先)
滋賀県

県税事務所長

名 称

代表者名

構成員

氏 名

氏 名

※ 二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、免税軽油使用者全員が署名すること。

誓約書は、下記の第 1 号から第 4 号に該当しない事を証明するものです。

記

(参考)

地方税法施行令第 4 3 条の 1 5 第 1 5 項

第 1 号

免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第 1 4 4 条の 2 第 4 項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。

第 2 号

免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。

第 3 号

免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第 1 5 7 条第 1 項、関税法第 1 4 6 条第 1 項（とん税法第 1 4 条及び特別とん税法第 1 2 条において準用する場合を含む。）若しくは法第 2 2 条の 2 8 第 1 項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して 3 年を経過しない者であるとき。

第 4 号

免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうちに前 3 号のいずれかに該当する者があるとき。

(注意)

- ※ 誓約に反する事実が判明した場合には、虚偽申請（免税証の不正受給）となる可能性がありますのでご注意ください。（10 年以下の懲役または 1 0 0 0 万円以下の罰金）
- ※ 免税軽油使用者証、免税証交付後に誓約に反する事実が生じた場合には、免税軽油使用証、免税証の返納を命じられることがあります。